# 富士見町入札心得(入札条件書)

# (趣旨)

- 第1条 建設工事、委託業務、物品購入又は印刷製本等(以下「工事等」という。)の契約に係る競争入 札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、現場等のほか、別に備える設計図書、契約 書(案)及びこの入札心得並びに建設工事にあっては、次の各号に掲げる入札関連要綱等を熟覧し、 承諾した上で入札しなければならない。
  - (1)富士見町財務規則(平成元年富士見町規則第10号)
  - (2)富士見町事後審査型一般競争入札実施要綱(平成21年富士見町告示第3号)
  - (3)富士見町低入札価格調査制度実施要綱(平成21年富士見町告示第4号)
  - (4)建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成25年富士見町告示第16号)
  - (5)富士見町最低制限価格実施要綱(令和 5 年富士見町告示第 10 号)
  - (6)富士見町電子入札実施要綱(令和7年富士見町告示第36号)

# (入札保証金の納付)

- 第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。
  - (1)入札参加者が保険会社との間に、町を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を町長に提出して確認を得たとき。
  - (2)入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めたとき。
  - (3)前2号に揚げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めたとき。
- 2 前項の規定により入札保証金の納付が必要な者には、別途通知するものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした入札保証金に相当する金額を納付しなければならない。

#### (入札の方法)

- 第3条 入札参加者は、公告又は通知書(以下、「入札公告等」という。)に示した場所及び日時までに参集し、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。ただし、電子入札システムによる入札(以下「電子入札」という。)の場合は、公告又は指名通知書に示した日時までに、別に定める方法により提出するものとする。また、町長が特に認めるときは、入札書を郵便又は持参により提出することができるものとする。
- 2 入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費 税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相 当する金額を記載しなければならない。 なお、建設工事および測量・調査・設計等に係る建設コンサ ルタント業務等においては、最小単位を千円としなければならない。
- 3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を町長に提出して確認を受けなければならない。

- 4 入札参加者又は代理人(以下「入札参加者等」という。)は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- 6 建設工事における入札では、第 1 回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を 提出しなければならない。

## (公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札 意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

## (入札の辞退)

- 第5条 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまで、電子入札による場合は、電子入札システムにより入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に揚げるところにより申し出るものとする。
  - (1)入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
  - (2)入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。
  - (3)電子入札による場合にあっては、電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものでは ない。

#### (経営事項審査結果通知書)

- 第6条 建設工事に関する入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の 営業年度終了の日の経営事項審査の結果(以下「経審結果」という。)の通知を受けていなけれ ばならない。
- 2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。
- 3 第1項の契約予定日は本契約予定日とする。

#### (入札の取りやめ等)

- 第7条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと 認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しく は取りやめることができる。
- 2 設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認めるときは、入札公告等で示す入札手続き等を取りやめることができる。

# (入札書の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1)入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2)同一人が入札した2通以上の入札書
- (3)入札参加者が協定して入札した入札書
- (4)金額を訂正したにもかかわらず訂正印のない入札書
- (5)記名、押印のない入札書
- (6)誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 虚偽の申請を行った者による入札書
- (8)前各号に揚げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第9条 開札は入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。ただし、 電子入札による場合は、別途要綱に定める。

(落札者及び落札価格の決定)

- 第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者 (落札候補者)とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者又は 価格その他の条件がもっとも有利な者を落札者(落札候補者)とする。
  - (1)建設工事に係る入札において、落札者(落札候補者)となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
  - (2)建設工事に係る入札において、落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序をみだすこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるとき。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する入札を行った者は、町長の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札をした者に くじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 電子入札案件において、落札となるべき同価格の者が 2 名以上いた場合は、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した 3 桁の番号(以下「くじ番号」という。)を電子入札システムに入力し、システムのくじ機能により落札者を決定する。
- 6 前項の場合において、書面により入札書を提出した入札者については、あらかじめ入札書に 記入してある3桁の番号をくじ番号として電子入札システムへ入力する。なお、くじ番号の記 載のない場合又は判別のできない場合は、発注者が任意のくじ番号を入力できるものとする。
- 7 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(再度入札)

第11条 第 1 回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により、第 2 回目の入札を行うものとする。

- 2 第 2 回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、第 2 回目の入札 の最低応札者と 1 回まで見積もりによる入札を行うことができるものとする。
- 3 前 2 項の規定による第 2 回目の入札を行う場合、第 1 回目の入札において入札を辞退した者、入札が無効となった者又は失格となった者は、第 2 回目の入札に参加できないものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、第 1 回目の入札において、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、 その入札をした者を失格とせず、当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により、第 2 回目の入札ができるものとする。この場合において、第 1 回目の入札を辞退した者又は入札が無効となった者は、第 2 回目の入札に参加できないものとする。

# (入札保証金の処理)

- 第12条 入札保証金は、落札者が決定したとき、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、 契約を締結した後これを還付し、又は次条の契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。 (契約保証金の納付)
- 第13条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - (1)契約保証金の納付
  - (2)契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3)この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
  - (4)この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5)この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。
  - (1)契約金額が100万円以下であり、かつ契約者が契約を確実に履行するものと認めたとき。
  - (2)当初設計金額が100万円を超え500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行する者と認めたとき。
- 3 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の 10 分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

## (契約の締結)

第14条 落札者は、落札決定後 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 5 千万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格が 7 百万円以上の不動産若しくは動産の買入れ(土地については、1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ契約については、仮契約を締結するものとする。

- 2 前項ただし書の工事等については、富士見町議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- 3 契約に要する経費は落札者の負担とする。

(工事の着手)

第15条 落札者は、本契約締結後10日以内に、工事に着手しなければならない。

(異議の申立)

第16条 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書(案)及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

# 附 則

昭和56年4月1日から適用する。

平成3年4月1日から適用する。

入札心得(昭和56年4月1日訓令第4号)は廃止する。

富士見町建設工事事後審査型一般競争入札心得(平成21年4月1日制定)は廃止する。

平成31年度4月1日から適用する。

令和5年4月1日から適用する。

令和5年9月1日から適用する

令和7年3月4日から適用する。